

Ⅲ 幼児教育の目指す方向

Ⅰ 目指す幼児教育

**山梨の豊かな環境の下、
幼児の主体的な活動や遊びを通して、
子ども一人ひとりが、のびのびと自己を発揮し、
互いの良さや可能性を認め合う力を育む幼児教育**

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

幼児は、遊びを中心にした生活を通して、様々な学びをしています。こうした幼児期の遊びを通した豊かな学びが、小学校以降の学びの力にもつながり、生涯において学び続ける力の土台となっています。

山梨には、自然や地域における人のつながり、伝統・文化など豊かな環境があります。生涯教育のスタート地点にある幼児期において、本県の幼児は、それら身の回りの環境に興味をもち、夢中になって遊び、主体的な活動を通しながら、様々な体験をし、多様な人と関わることができます。

本プログラムの4ページで記載したとおり、山梨県の幼児の育ちの特長として「自らやりたいことを見つけて、伸び伸び遊ぶ」「遊びに集中し、より楽しくなるようなアイデアを出したり工夫したりする」をあげることができますが、一方で「いざこざ場面などで双方の気持ちを代弁したり、解決への方法を提案したりしている」など、自己調整能力については、発展途上にあります。

また、幼稚園・保育所・認定こども園や家庭において、幼児教育で重視していることは、主なものとして「自分を発揮して伸び伸び遊ぶこと」「基本的な生活習慣を身につけること」「人への思いやりをもつこと」（「令和2年幼児教育実態把握調査の結果」令和3年山梨県教育委員会を参照）をあげることができます。山梨の幼児教育は「主体性」や「遊び」を大切にすることで、子どもの健やかな育ちを支えているとすることができます。

山梨県では、豊かな環境の下に繰り広げられる主体的な活動や遊びを通して、一人ひとりの幼児が、将来、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培う教育、あふれ出す幼児一人ひとりの声や思いが大切にされ、その子らしく育ち、それを認め合える教育を目指します。

2 プログラム推進に当たっての基本的な姿勢

上記の「目指す幼児教育」の実現に向け、常に以下の3つの姿勢をもって、本プログラムを推進していきます。

(1) エビデンスに基づく取組の推進

幼児教育に関わる現場の課題等を調査や聞き取りによって正確に把握し、分析・研究するとともに、その結果を関係者間で共有すること。

(2) 山梨ならではの取組の推進

豊かな自然を活かした幼児教育の推進、顔の見える関係構築による教育課題の解決・改善に向けた研究の推進等、山梨の環境や規模を活かした取組を進めること。

(3) オール山梨による取組の推進

幼稚園・保育所・認定こども園、保育者、家庭、行政、関係機関が互いに連携・協働しながら、それぞれにおいて当事者意識をもち、必要な取組を進めてもらうこと。

3 基本方針と重点目標

本県が目指す幼児教育の実現に向けて、「Ⅱ本県における幼児教育の現状と課題」、幼児教育推進委員会での意見、国の動向を踏まえ、次の6つの基本方針と重点目標を掲げ、必要な取組を進めていきます。

基本方針1 幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育の充実

重点目標	(1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解促進 (2) 幼児教育の質の評価と改善の促進 (3) 教育環境の整備 (4) 新型コロナウイルス感染症等への対応
------	--

基本方針2 保育者の資質及び専門性の向上

重点目標	(1) 研修体系の整備と研修内容の充実 (2) 助言体制による園内研修の充実 (3) 保育者間、幼稚園・保育所・認定こども園の相互連携の促進 (4) 幼稚園教員免許と保育士資格の併有の促進と上位免許の取得の推進
------	--

基本方針3 特別な配慮を必要とする幼児への幼児教育の充実

重点目標	(1) 特別な配慮を必要とする幼児の理解促進と指導の充実 (2) 保護者、関係機関・部局と連携した切れ目ない支援の推進
------	--

基本方針4 保幼小連携・接続の推進

重点目標	(1) 幼児教育と小学校教育の相互理解の促進 (2) 連携・接続カリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との円滑な接続の促進
------	--

基本方針5 家庭・地域における幼児教育の充実

重点目標	(1) 家庭・地域における教育への支援の充実 (2) 関係機関相互の連携の強化
------	--

基本方針6 幼児教育推進体制の強化・充実

重点目標	(1) 市町村及び関係機関・大学・部局との連携の強化 (2) やまなし幼児教育センターの取組の充実
------	--

IV 施策の具体的な内容

基本方針I

幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育の充実

幼稚園・保育所・認定こども園において、幼児教育の更なる改善・充実が図られるよう連携や取組の強化に努めます。

重点目標(1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解促進

幼稚園教育要領等に基づいた質の高い実践が行われるよう、研修会等様々な機会を通じて趣旨や内容の理解の促進を図ります。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 幼稚園教育要領等の趣旨やその内容の理解を促進します。	○ 幼稚園教育要領等に基づいた研修会を実施します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉 ○ 幼児教育アドバイザー ⁴ の訪問支援を実施します。 〈義務教育課〉 ○ 幼稚園教育要領等に即した幼稚園等の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題についての協議会を実施し、幼稚園等に情報提供します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

⁴ 幼児教育の専門性や経験等を生かし、幼稚園・保育所・認定こども園の園内研修への助言・支援を行う者。幼稚園等からの要請を受けて、「やまなし幼児教育センター」が派遣する。

重点目標(2) 幼児教育の質の評価と改善の促進

それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園において、自らの施設の教育を評価し、改善につなげていくカリキュラム・マネジメント⁵の在り方について、関係者とともに研究を進め、質の評価の導入、実践を促進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ カリキュラム・マネジメントの意義についての理解を深め、教育活動、その他幼稚園等の運営状況の評価を行い、その結果に基づき、持続的に改善を促す PDCA サイクルを構築するよう、幼児教育の質の評価の取組を促進します。	○ 評価の実施状況の把握を踏まえ、研修の実施による幼児教育の質の評価の理解促進、幼児教育アドバイザーの訪問支援による外部の視点を入れた活動の見直しなど、学校評価等の実施による運営改善を促進します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉
◎ 日々の実践による幼児一人ひとりの学びの状況を的確に評価する取組を促進します。	○ 記録やドキュメンテーション ⁶ 等を活用した評価の方法の調査・研究を進め、研修の実施や幼児教育アドバイザーの派遣を通して周知を図ります。 〈義務教育課〉

⁵ 各幼稚園・保育所・認定こども園の教育課程等の計画に基づき、全職員の協力体制の下、計画的に幼児教育活動等の質の向上を図ること

⁶ 幼児の活動を写真や動画、音声、文字などで視覚的に記録するもの

重点目標(3) 教育環境の整備

幼児期の興味や学びを更に深めるために最先端技術の活用、安全・安心な環境の整備等、教育環境の更なる整備が図られるよう先進事例を積極的に情報提供するなど、必要な方策を推進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 幼児の直接的・具体的な体験を更に豊かにするため、先端技術の活用等、教育環境の整備を促進します。	○ それぞれの教育環境に基づき、教育の質の向上や安全性の確保等の観点から環境の工夫や改善を促します。 〈義務教育課〉 ○ 研修会や幼児教育アドバイザーによる指導等を通し、教育環境整備の充実の必要性の周知や先進事例の情報を提供し、その整備を促進します。 〈義務教育課〉 ○ ICT導入に対し支援を行います。 〈子育て政策課〉

重点目標(4) 新型コロナウイルス感染症等への対応

幼児の学びが継続するよう、専門職や関係機関等と連携し、幼児教育推進体制の整備、研修会等の機会を通じ資質等の向上を図ります。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 新型コロナウイルス感染症等の影響下においても、幼児の心身の健全な発達に向けた幼児教育の充実を図ります。	○ 学びを継続するための実践方法について、広く県内外の先進事例を調査し、研究を進めるとともに、保育者及び保護者等に周知を図ります。 〈義務教育課〉 ○ 研修等の充実により、保育者の資質向上、感染防止に向けた取組を推進します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

基本方針2 保育者の資質及び専門性の向上

保育者が無理なく、効果的に資質の向上が図られるよう、研修の体系化等の取組を推進します。

重点目標(1) 研修体系の整備と研修内容の充実

キャリアステージに応じた適時適切な研修を受けられるよう、保育者の身に付けるべき資質・能力を明確化した指標を作成し、これを踏まえた研修の体系化を進めます。また、現場のニーズや課題に相応した内容になるよう不断に見直しを行います。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
<p>◎ 保育者のキャリアステージに応じた研修等により、資質向上を図ります。</p>	<p>○ 関係者の意見を伺いながら、保育者の育成指標⁷を作成し、各職階・役割に応じた研修体系を構築します。</p> <p style="margin-left: 20px;">〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉</p> <p>○ 研修の内容について、現場のニーズを聴取し、改善を図ります。</p> <p style="margin-left: 20px;">〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉</p> <p>○ オンラインを活用した研修など、保育者が参加しやすい研修方法を取り入れるなど工夫します。</p> <p style="margin-left: 20px;">〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉</p>

⁷ 保育者が自身のキャリアステージにおいて、身に付けることが望まれる資質・能力を示したもの

重点目標(2) 助言体制による園内研修の充実

将来にわたり持続的な資質の向上を期する上で、園内研修の実施が極めて重要であることから、要請に応じて幼児教育アドバイザーを派遣し、園内研修の実施や改善に向けた助言・指導、共同研究を行います。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 園内研修の支援や共同研究を行い、施設外での研修に参加しづらい保育者の学びの機会の充実を図ります。	○ 幼児教育アドバイザーや自然保育アドバイザーを派遣し、園内研修への助言・支援、共同研究や自然体験活動に関する指導等を行います。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

重点目標(3) 保育者間、幼稚園・保育所・認定こども園の相互連携の促進

研修会等の機会を活用し、異なる幼稚園・保育所・認定こども園の保育者が教育の内容や方法等について意見交換する場を設けるとともに、保育参観を受け入れてくれる幼稚園・保育所・認定こども園の情報提供などの取組を推進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 保育者が相互に幼児教育についての理解を深め、幼児の豊かな育ちにつながるよう、保育者、幼稚園・保育所・認定こども園の連携を促進します。	○ 研修会において、講義だけでなく意見交換や協議する場を設定し、施設類型の違う保育者が交流するなど工夫します。 〈義務教育課〉 ○ やまなし幼児教育センターにおいて、関係者も含めてテーマや課題に沿って意見交換する場を設けます。 〈義務教育課〉 ○ 保育参観が可能な幼稚園・保育所・認定こども園の情報を収集し、情報提供します。 〈義務教育課〉 ○ 県内の先行事例の紹介や幼児教育アドバイザーの訪問等により、地域ごとの主体的な学び合いを促します。 〈義務教育課〉

重点目標(4) 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進と上位免許の取得の推進

幼稚園教諭免許と保育士資格の併有率を高めるとともに、保育者の専門性の向上を図る観点から、上位免許の取得を促進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有と上位免許の取得を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有に対し支援を行います。 〈子育て政策課〉 ○ 上位免許の取得に係る認定講習等開設校の情報提供を行います。 〈義務教育課〉 ○ 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有と上位免許の取得について、研修会の機会を通し、管理者の理解を図ります。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

基本方針3

特別な配慮を必要とする幼児への幼児教育の充実

特別な配慮を必要とする幼児への幼児教育に関する理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上、特別な配慮を必要とする幼児への対応について、幼稚園・保育所・認定こども園の実状に即したきめ細かな支援を行います。

重点目標(1) 特別な配慮を必要とする幼児の理解促進と指導の充実

特別な配慮が必要な幼児に関わる基本的な事項について、研修等を通じて理解を促進します。また、要請に応じて幼児教育アドバイザーを派遣し、必要な助言を行います。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 特別な配慮を必要とする幼児に関わる基本的な事項についての理解を促進し、保育者の専門性の向上を図ります。	○ 保育者（児童発達支援センター等 ⁸ に勤務する者も含む ⁹ ）の理解促進、専門性向上のための研修会を実施します。 〈義務教育課〉 ○ 幼稚園・保育所・認定こども園の要請に応じて専門性を有した幼児教育アドバイザーを派遣し、助言を行います。 〈義務教育課〉
◎ 特別な配慮を必要とする幼児への指導・支援を充実させるよう体制の整備を推進します。	○ 特別支援教育に関する校内委員会 ¹⁰ を設置するとともに、特別支援教育コーディネーター ¹¹ を園務分掌に位置付ける体制の整備を促します。 〈義務教育課〉 〈高校改革・特別支援教育課〉 ○ 障害児や医療的ケア児が在籍する幼稚園・保育所・認定こども園に対し支援を行います。 〈子育て政策課〉

⁸ 主に未就学の障害のある子どもを対象に発達支援を提供するための児童発達支援センター及び児童発達支援事業所のこと（児童発達支援ガイドライン 厚生労働省）

⁹ 児童発達支援センター等においても、支援の質及び職員の資質の向上は必要であることから、特別支援教育の研修については、児童発達支援センター等の職員も対象に含め、参加を募る。

¹⁰ 園長のリーダーシップの下、全園的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置する（発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン 平成29年3月文部科学省）

¹¹ 園長は、園内の関係者及び関係機関との連携調整並びに保護者の連絡窓口となる特別支援教育のコーディネーターの役割を担う者を指名し、園務分掌に位置付けて特別支援教育を推進する（発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン 平成29年3月文部科学省）

重点目標(2) 保護者、関係機関・部局と連携した切れ目ない支援の推進

様々な機会を通じて、個別の教育支援計画¹²やサポートノート¹³の必要性、作成方法等について周知を図ります。また、特別な配慮を必要とする幼児に対応した切れ目ない支援が行えるよう、関係機関(市町村、児童発達支援センター等)との連携を強化するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園に対し、その情報を提供します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 特別な配慮を必要とする幼児への切れ目ない指導や支援を推進します。	○ 個別の教育支援計画やサポートノートの必要性及び作成方法など、研修会の機会や幼児教育アドバイザーの園訪問の折りに周知を図ります。 〈義務教育課〉 〈高校改革・特別支援教育課〉 〈子育て政策課〉
◎ 継続的な支援を行うための体制に係る情報の提供を行います。	○ 関係機関と連携し、支援体制の情報整理をし、提供します。 〈義務教育課〉 〈高校改革・特別支援教育課〉 〈子育て政策課〉

¹² 保護者を含めた教育、医療、福祉、保健、勤労等の関係者などが幼児児童生徒の状況や教育的支援の目標・内容等の情報を共有し、適切な指導と必要な支援を行うためのツール

¹³ 子どものよりよい成長を目指し、保護者を含めた関係者同士の共通理解を深めるための相談支援ファイル

基本方針4 保幼小連携・接続の推進

幼児期から小学校期への発達と学びの円滑な接続が図られるよう保幼小連携・接続の取組を推進します。

重点目標(1) 幼児教育と小学校教育の相互理解の促進

保幼小連携教育研修会において、幼児教育と小学校教育関係者による意見交換の実施により理解を促進するとともに、それぞれの地域において、幼児教育と小学校教育の相互の現場訪問や意見交換の機会が拡充されるよう働きかけを行います。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 幼児教育・小学校教育の互いの教育についての理解や幼児教育で培った学びと育ちを小学校につなぐための方法等についての理解を促進します。	○ 実効ある連携・接続に向け、教育内容、方法、幼児・児童の実態等、具体的な理解を図るための相互参観や意見交換会の実施を促していきます。 〈義務教育課〉 ○ 幼稚園・保育所・認定こども園の保育者及び小学校の教職員等を対象に、合同で研修を実施します。 〈義務教育課〉

重点目標(2) 連携・接続カリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との円滑な接続の促進

現行の連携・接続カリキュラム¹⁴の実施状況や課題の把握を行い、先進事例等を調査し、必要な改善策の検討を進め、作成・実践を促進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取組を推進します。	○ 有識者等からなる研究会を設置し、接続カリキュラムの実施状況の把握や先行事例の調査等を行い、円滑な接続に向けた取組を検討していきます。 〈義務教育課〉 ○ 検討結果をガイドラインとして取りまとめ、情報提供するとともに、地域の特性に応じた保幼小連携・接続の実施を促していきます。 〈義務教育課〉

¹⁴ 幼児期と児童期の接続を意識する期間の教育課程及び保育課程
小学校の接続カリキュラムを「スタートカリキュラム」という。小学校に入学した子供が、幼稚園・保育所・認定こども園の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

基本方針5 家庭・地域における幼児教育の充実

幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、連携して幼児の健やかな育ちを支えるよう、必要な取組を推進します。

重点目標(1) 家庭・地域における教育への支援の充実

子育ての主軸は家庭にあることから、家庭・地域の教育力向上や不安・心配に寄り添った情報の提供等、必要な支援を進めます。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 家庭・地域の教育力向上により、幼児の健やかな成長が実現できることを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭での取組内容を分かりやすく伝える資料の作成など、保護者の実践につながる情報提供を行います。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉 〈生涯学習課〉 ○ 地域における幼児教育が推進されるよう、市町村の取組に対して、必要な助言を行います。 〈義務教育課〉

重点目標(2) 関係機関相互の連携の強化

関係機関・部局間の連携を促進し、子育て支援を推進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 関係機関・部局との連携を促進し、子育て支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村、他関係機関と情報を共有するなど、連携を促進します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉 〈生涯学習課〉

基本方針6 幼児教育推進体制の強化・充実

幼児教育の充実と質の向上のための取組を持続可能なものとするため、幼児教育推進体制の強化・充実を図ります。

重点目標(1) 市町村及び関係機関・大学・部局との連携の強化

幼児教育の現状や課題を把握し、情報を共有するため関係部局との連携を強化するとともに、市町村、関係機関、大学との連携を推進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 関係部局との連携を強化します。	○ 「幼児教育内部検討会議」を実施し、幼児教育の現状や課題を把握し、情報共有するとともに、幼児教育の推進に必要な検討を行います。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉
◎ 幼児教育の充実と質の向上のための検討を行うため、市町村、関係機関、大学との連携を強化します。	○ 「幼児教育推進委員会」を開催し、関係者と連携し、幼児教育の推進に必要な検討を行い、取組の充実を図ります。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

重点目標(2) やまなし幼児教育センターの取組の充実

将来にわたる幼児教育アドバイザーの安定的な確保・充実など、やまなし幼児教育センターの今後の課題について検討を行い、幼児教育の推進拠点にふさわしい施設として、確固たる評価が得られるよう、不断の見直しを進めます。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 実態に即した幼児教育の推進に努めます。	○ 幼児教育の実態に基づいた、より質の高い教育を推進するため、調査や聞き取り・研究等を実施します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉
◎ 将来にわたり、全県的にきめ細かな指導が行えるよう、幼児教育アドバイザーの十分な確保を図ります。	○ 幼児教育アドバイザーの育成や確保の方法について検討します。 〈義務教育課〉
◎ やまなし幼児教育センターの活動の改善を図ります。	○ やまなし幼児教育センターの取組に対する「幼児教育推進委員会」等関係者の評価等を踏まえ、見直し、改善を図ります。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉